

不公正な取引方法が現在刑事罰・課徴金の対象となっていない理由

刑事罰

(平成3年3月13日 衆・商工委 梅澤公正取引委員会委員長答弁)

ただいまご指摘のありましたように、独占禁止法の大きな眼目は三つありまして、それは私的独占であり、カルテルであり、不公正な取引方法であるわけでございます。

現行法で私的独占なりカルテルの違反について罰則の規定がございますのは、基本的にはこの二つはいわば、行為の様子は違いますが、市場支配的な行為である、つまり市場メカニズムの基本である競争機能そのものをゆがめるということで、いわば市場秩序なり公正な競争秩序に対する侵害性の重大さということに着目して刑事責任というものを当初から決められておるわけでございます。

一方、不公正な取引方法と申しますのは、そういった行為を行いました事業者の市場における地位とかその行為が行われました市場の状況によって、公正競争阻害性を問われて違反になる場合と違反にならない場合がある。それは、具体的には公正取引委員会の指定でもってその行為類型は決められておるわけでございますけれども、その行為類型をもってその行為類型そのものもさらにケース・バイ・ケースで、いわばルール・オブ・リーズンで判断するという領域でございます。

つまり、違反の重大性という点と、刑罰である以上は構成要件というものは決定されていなければならないという法制上の問題があって、現行法では不公正な取引方法は刑罰の対象となっていないということでございます。この点は実はシャーマン法等でも同じでございますして、行政措置によって違反を問われる不公正な取引方法については刑罰の規定はないわけでありまして。

ただ、不公正な取引方法を行って公正取引委員会が排除命令を行い、それに従わない場合には当然刑罰の規定がある。そのことによって実は公正取引委員会の強制力は担保されておる、こういう制度になっておりまして、そういった状況から見ますと、我が国の独占禁止法において不公正な取引方法の違反について、これを刑罰の対象とするということについては、市場機能の問題と、もう一つは罪刑法定主義という法制的な問題から非常に難しい問題があるとふうに申し上げざるを得ないと思います。

(平成16年12月1日 衆・経産委 竹島公正取引委員会委員長答弁)

今回の法律改正の過程でも、今御指摘の不公正な取引方法に対して罰金なり課徴金をかけるべきではないか、それをきちんと検討せよというお話は、各方面から再三にわたっていただいているところでございまして、私ども、それは法制局を含め関係方面とも慎重に議論をいたしました。しかしながら、結論は、残念ながら、今回の改正に罰金の対象にするということは盛り込むことができませんでした。二年間かけて議論する、その中で対象になるとは思っておりますが、今回の対象にはできませんでした。

その理由は、前にも御答弁申し上げておりますが、不当廉売にせよ優越的地位の濫用にせよ、これら不公正な取引方法というのは、一方であるカルテルや入札談合と違ひまして、法益侵害の程度が小さい。要するに、そのガソリンスタンドが不利な立場に置かれるということとございまして、カルテルや談合のように社会的な影響ということをお考えた場合に、法益侵害の程度がちっちゃい。要するに、損害の及ぶ範囲が限定的だということとございまして、そういう違反行為も罰金の対象にしていいのか。そもそも罰金の対象というのは、それなりに当然絞らなきゃいかぬわけですが、カルテルや入札談合と同じようなものとして扱っていいのかというそもそも論がございまして。

かてて加えて、違反行為の態様がカルテルや談合のように、これは時代が変わろうが市場環境が変わろうが、カルテル、談合というものがこれはもう違法であるということは、東西を問わず考え方は統一されているわけです。日本でもそうなのでございまして、優越的地位の濫用とか不当廉売とか、そういったいわゆる不公正な取引方法というのは、市場環境とか取引環境とか経済状況とかでいろいろ変わるわけとございまして。お互いの立場も、相対的な関係でございまして、変わる。したがって、一概には取り扱いにくい、やはり個別事情をちゃんと見て機動的に判断すべきであるというふうに従来から考えられております。それで、何が違反になるかということについては、公正取引委員会が法律ではなくて告示によって定めるということにさせていただいているわけとございまして。

そういうものであればなおのこと、法律の構成要件を定めるということについて問題が難しくなってくるという事情もございまして、それやこれや、今回の法律改正では、罰金の対象にする、ないしは課徴金の対象にするということについては踏み切れなかったということとございまして。

課徴金

(平成16年5月27日参・経産委 石木俊治内閣法制局第四部長答弁)

それからまた、仮に課徴金を課すということにいたしますと、その金額について、具体的な算式、算定方式を合理的に設定することができるのかといったこと、あるいは、さらには独禁法で言います不公正な取引方法というものは公正取引委員会の告示でその対象が定まるということになっておりまして、そのように行政庁の判断で禁止されるか否かが定まるような行為に課徴金を課すということが適当なのかどうかといったような点があります。

こうした点を含め、十分に検討していくことが必要であると考えられるところでございます。

参考 証券取引法の課徴金（課徴金と不当利得との関係）

(平成17年2月28日衆・財金委 山本庸幸内閣法制局第三部長答弁)

そもそも課徴金というのはどういうことかということ、十分御存じだと思いますけれども、ちょっと御説明させていただきたいと思うんですが、これはカルテルやインサイダー取引といった経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得になるということを防ぐということと、これを通じて違反行為の防止という行政目的を達成する、こういうものでございます。

このような課徴金制度でございますけれども、そういう意味からいきますと、目的のために必要かつ適切な手段だということで、憲法三十一条が規定する適正手続にも合致しておりますし、他方、その趣旨、目的、手段などを考えますと、憲法三十九条後段が規定する二重処罰の禁止との関係も問題にならないというふうに考えているわけでございます。

要約するとそういうのが課徴金でございますけれども、それでは、この継続開示書類の虚偽記載についてはどうかということでございます。これについては、発行開示の場合とやや事情が異なっておりまして、それにより得られる経済的利得があるのかどうかということ、あるとしてその内容は何か、そしていかにしてその数字を算出するかということが実は必ずしも明らかではございません。そういうことで、課徴金というのは他方で憲法三十一条、三十九条ということで将来問題にもなりかねないということもございまして、これについてはしばらく時間をかけて慎重に検討したいというふうに思っております。